

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南相馬市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県南相馬市長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	南相馬市は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課、特別徴収額の通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ⑥要支援認定、要介護更新認定等の申請 ⑦居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ⑧居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ⑨負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑩高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 資格ファイル (2) 認定ファイル (3) 受給ファイル (4) 給付ファイル (5) 賦課ファイル (6) 収滞納ファイル	
---	--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表 100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第2条の表 (1) 情報提供の根拠 命令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項) (2) 情報照会の根拠 命令第2条の表 131、132の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号975-8686 南相馬市役所総務部総務課法務文書係 住所: 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話: 0244-24-5222 ファックス0244-24-5214 E-mail: somu@city.minamisoma.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号975-8686 南相馬市役所復興企画部デジタル推進課 住所: 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話: 0244-24-5213 ファックス0244-24-5214 E-mail: digital@city.minamisoma.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	南相馬市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課、特別徴収額の通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ⑥要支援認定、要介護更新認定等の申請 ⑦居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ⑧居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ⑨負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑩高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法の別表第二に基づいて、南相馬市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	南相馬市は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課、特別徴収額の通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ⑥要支援認定、要介護更新認定等の申請 ⑦居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ⑧居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ⑨負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑩高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第50条	1. 番号法第9条第1項別表 100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 :第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項） :第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（46、83、95の項） :第三欄（情報提供者）が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（43の項） :第三欄（情報提供者）が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（2、3の項）	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第2条の表 （1）情報提供の根拠 命令第2条の表 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項） （2）情報照会の根拠 命令第2条の表 131、132の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		:第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項) :第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、57、87、116の項) :第三欄(情報提供者)が「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5の項) :第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)			
		:第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項) :第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、69、87、88の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)			
		:第三欄(情報提供者)が「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、85、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)			